

D-2

リフォーム(戸別)
工事完了前
ポイント発行申請用

期限内着工(着手)困難申告書

次世代住宅ポイント事務局 御中

以下の災害等やむを得ない理由により、申請する住宅の工事を令和元年度内に着工することが困難であることを申告します。

❗ 記入漏れ等があった場合、受け付けできない場合がありますのでご注意ください。

令和 2 年 3 月 5 日

申請者氏名

改修 太郎



契約事業者名

株式会社 改修工務店

株式会社
改修工務店

※ 分離発注の場合、期限内の工事が困難な契約事業者毎に申告書を作成してください。

■ 期限内着工(着手)困難理由

いずれかにチェックをしてください。※その他にチェックを入れた場合、[]内に理由を記載してください。記載がない申告書は受付できません。

- | | |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> リフォーム対象住宅の被災 | <input type="checkbox"/> 被災地への業務応援のための施工能力の不足 |
| <input type="checkbox"/> 工事施工者の被災 | <input type="checkbox"/> 材料供給事業者の被災による材料供給の遅延 |
| <input type="checkbox"/> 被災地における修繕業務の需要増大により、工事施工者の受注能力・施工能力を超過 | <input type="checkbox"/> 台風被害を踏まえた、契約後の設計変更の発生 |
| <input type="checkbox"/> その他(上記以外の、施主の責によらない、やむを得ない理由) | <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染拡大による材料供給の遅延 |

■ 工事着手(予定)日および引渡予定日

工事着手(予定)日

令和 2 年 5 月 10 日

※工事請負契約日～令和2年6月30日であること

引渡予定日

令和 2 年 10 月 10 日

※工事着手(予定)日～完了報告期限*1であること

*1 本申告書を提出した申請の完了報告期限は、「災害等やむを得ない場合の完了報告期限」となります。詳しくは事務局ホームページをご確認ください。

【注意事項】

- ・本申告書は、必ずコピーを取って保管してください。
- ・本申告書を含むポイント発行申請は郵送にて申請してください。(受付窓口では受理できません。)

